

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(12月分)

■令和6年12月1日～令和6年12月31日

令和6年12月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月12日	消費者トラブル防止に関する要望書 「住まいの契約トラブルなんでも110番」を実施して	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 110番実行委員会	2024年度の110番事業として、幅広い分野での住まいの契約に関するトラブルについて相談を受け付け、寄せられた相談、苦情内容から、その背景にある問題点を精査し、現在の法規制の不備等につき、関係諸機関に情報提供及び提言を行った。 1.宅地建物取引業法で義務付けられている重要事項説明の内容に管理会社と保証会社に関する事項を付加すること、賃貸住宅管理業法に入居者に対する賃貸住宅管理業務の重要事項説明等を義務付けること及び全ての賃貸住宅管理業者と家賃債務保証業者に国への登録を義務付けることを要望する。 2.「暮らしのレスキューサービス」に関し、契約書の不交付や連絡への不対応等の不当な行為を行う事業者について、法令遵守を徹底させるため、同様の手口でトラブルを繰り返す事業者に対しての罰則規定を強化し、警察とも連携して行政措置を取ることが必要である。特にネット広告で消費者に誤認を与える表示をした事業者に対しては、優良誤認による処分等、景品表示法での措置命令を積極的に行うことを強く求める。また、役務において一定の技量が必要なものについては、有資格者による作業あるいは登録制となるよう、行政として規定を設けることを求める。 3.不招請勧誘の禁止による悪質事業者の排除が必要であり、「訪問販売お断り」ステッカーを貼っている家への勧誘の禁止を求める。せめて、訪問や電話を受けるか否かを消費者の希望に基づいて適用するオプトアウト規制の導入を希望する。また、判断能力不十分な高齢者の契約には、家族の同席や同意を必要とするよう望む。住宅リフォーム事業者団体登録制度の活用による健全な取引の推進を求める。 4.リースバック、住宅の訪問購入について、特定商取引法の訪問購入の規制対象としてクーリング・オフ制度を導入するなどの規制強化を求める。さらに、特に高齢者については、営業担当者以外の複数の者により消費者の適合性について検討する機会を設けたうえで、金融業界が採用しているガイドラインと同等の高齢顧客を対象とした勧誘におけるガイドラインを作成し、適切な対応を行うことを業界団体に勧告することを求める。

<貸金業法関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月23日	【参考送付】過剰貸付による消費者被害を防止するための対策を求める意見書	仙台弁護士会 会長 藤田祐子	1 金融庁は、過剰貸付による消費者被害を防止するべく、指定信用情報機関及び貸金業者に対し、監督権限を適切に行使するよう求める。 2 指定信用情報機関は、信用情報登録や更新をリアルタイムで行い、貸金業者がオンライン上で常に最新の信用情報にアクセスできるようにする等、信用情報を迅速かつ精緻に把握するよう求める。 3 日本貸金業協会は、貸金業者に対し、以下の各措置を取ることを周知徹底するよう求める。 (1) 返済能力調査及び過剰貸付禁止の順守を徹底すること (2) 顧客に係る信用情報を即時に指定信用情報機関に提供すること (3) 新規契約、審査及び貸付等の諸手続を通じて、遠隔操作アプリを利用して同時に複数業者から借り入れさせる消費者被害があることを顧客に教示すること

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月27日	【参考送付】意見「株式会社JERAの電力スポット市場における相場操縦に対し、厳正なる対応と電気料金への影響についての調査を求めます」	全国消費者団体連絡会	2024年11月12日、電力・ガス取引監視等委員会は、卸電力取引所が開設する翌日市場(スポット市場)において、市場相場を変動させる認識を有しながらも、停止する発電ユニットの余剰電力の一部を供出していなかったことが、相場操縦に該当するとして、株式会社JERAに対して、業務改善を勧告した。JERAは、原因は「システムの設定不備」としているが、4年にわたってシステム変更などの措置を講じなかったことは電力自由化を妨げかねない行為であるとする。 加えて、続発する新電力の撤退は、消費者の暮らしに大きく影響を及ぼしたと受け止めている。このことにより新電力に対する信用低下が起き、消費者の選択の余地がなくなることで、電力自由化が後退しかねない。 また、今回の相場操縦の問題だけでなく、電力事業者をめぐるのは相次いで問題が発覚している。カルテル問題に対しては公正取引委員会が独占禁止法違反として当該電力会社に課徴金納付を命令した一方、今回のJERAに対しては電気事業法による業務改善勧告に留まっているところ、自由化の根幹を揺るがす問題への対処としては、バランスに欠けていると考える。 生活に欠かせないエネルギーに関わる重大な問題として、電力自由化における市場監視機能を持つ電力・ガス取引監視等委員会に対し、以下を要望する。 ・現行法では業務改善勧告に留まり、不正に対する抑止力としては不足だと考える。そこで、独占禁止法と同様に、課徴金制度の導入など、電力事業者に対して、不正の抑止や再発防止を促進する、電気事業法の改正を求める。 ・12月12日に出されたJERAの再発防止計画の精査と、再発防止策の確実な実施を促し、確認するための監視体制が確立することを求める。 ・JERA以外の大手電力会社への同様の調査の実施を求める。 ・JERAの未供出状態による影響の試算のさらなる精査と詳細の公表を求める。 ・JERAの不作為がこの間値上げされた規制料金を含めた電気料金に与えた影響について、速やかな調査と結果の公表を求める。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月16日	【参考送付】リアルワールドデータのみに基づく薬事承認申請を可能とする薬機法改正に反対する意見書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	1.意見の趣旨 臨床試験成績によらず、リアルワールドデータ(RWD)のみに基づく薬事承認申請を可能とする薬機法改正に反対する。 2.意見の理由 厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において5年毎に行われる薬機法の見直しに向けた審議の中で、「医薬品や医療機器の薬事承認申請について、臨床試験成績によらず、RWDのみの臨床成績による承認申請も可能であることを法律上明確にしてはどうか」との提案が厚生労働省からなされた。これに対し複数の委員から慎重に扱うよう意見が出されたが十分に審議されず取りまとめが始まっている。しかしながら、RWDが臨床試験データに替わり得るかは学術的に全く合意されていない。また、RWDを薬事承認・保険償還などの重要な意思決定に用い得るかについて学術的にも社会的にもまったく合意されていない。近年の薬機法改正により例外的な承認制度が数多く設けられたが、法改正時に厚生労働省によって行われた慎重に適用する旨の説明とはかけ離れた運用がなされ、有効性が乏しく安全性に問題のある医薬品が市場に出ることを許している現状があることに照らせば、「RWDを用いた観察研究がなし崩し的に新薬開発に使われ、結果として質の低いデータで承認されることにならないか危惧」されるという委員の指摘は杞憂とは言えない。 3.結論 以上から、当会議は、臨床試験成績によらずRWDのみに基づく薬事承認申請を可能とする薬機法改正に反対する。厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会は、この点の改正を含める形で同部会の取りまとめを行うべきでなく、厚生労働省は次期通常国会にかかる拙速な薬機法改正案を提出すべきでない。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から2件の意見等が寄せられました(その他:2件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。